

社会福祉法人恵那市社会福祉協議会法令遵守規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 通報処理体制（第5条—第12条）
- 第3章 当事者の責務（第13条—第17条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵那市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における法令遵守のための方針、体制、手順等について定めることを目的とする。

(方針)

第2条 職員は、法令を遵守し社会的規範・倫理に則って行動し問題のある活動には関与しない。

2 本会は、法令遵守に関する違反、逸脱、過失等の事実があったときは、これを率直に認めずみやかに是正措置を講じる。

3 本会は、社会の秩序や本会の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、経済的な利益を供与しない。

4 本会は、行政及び関係機関・団体との間において健全かつ正常な関係を保持し、違法な利益供与、贈賄は行わない。

(責務)

第3条 本会職員（以下「職員」という。）は、法令、条例、通達等に加え、本会が定める定款、規程等を遵守するとともに、倫理・社会規範を全うしなければならない。

(管理職の責務)

第4条 管理的地位にある職員は、その職責を自覚し、率先して適法かつ公正な職務の遂行に努めるとともに、管理又は監督すべき職員の法令遵守に努め、その職務遂行について適切な指導及び監督をしなければならない。

第2章 通報処理体制

(窓口)

第5条 職員等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を本会事務局に設置する。

2 窓口に担当者を置き、総務課長をもって充てる。
3 法令遵守を推進し、公益情報を処理するため、法令遵守責任者を置く。
4 法令遵守責任者は会長とする。

(内部通報制度)

第6条 職員は第2条に規定する方針に反する行為を自ら犯した場合、または、他の職員のルール違反やその恐れのある行為を認識した場合には、速やかに前条第2項に定める担当者に通報しなければならない。

2 通報手段等は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会による実名で行うものとする。ただし、やむ得ない理由がある場合には匿名においても受理するものとする。
3 前項により通報を行う場合には、次の各号に定める内容を確認する。

- (1) 法令等に反する行為（以下「違反行為」という。）を行う者の所属及び氏名、又は違反行為を行う部門名
- (2) 違反行為の具体的な事実
- (3) 違反行為を知った経緯
- (4) その他違反行為に関する必要な事項
(通報者及び相談者)

第7条 通報窓口及び相談窓口の利用者は本会の職員及び本会の関係機関・団体関係者等とする。
(調査)

第8条 通報された事項に関する事実関係の調査は法令遵守責任者が行う。

- 2 法令遵守責任者は調査する内容によって、調査チームを設置することができる。
- 3 調査は、公正かつ客観的に行われなければならない。
- 4 職員は調査の妨害をしてはならない。

(協力義務)

第9条 事務局及び各支所は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合は、調査チームに協力しなければならない。
(停止勧告)

第10条 法令遵守責任者は、事実関係の調査の結果、重大な違反行為が行われていることを確認したときは、直ちに違反行為の停止を勧告するとともに、次の事項を理事会に報告しなければならない。

- (1) 違反行為の具体的な内容
- (2) 違反行為者
- (3) 違反行為が行われた日時
- (4) 違反する法律、規程等の該当条項
- (5) その他必要な事項

(是正措置)

第11条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第12条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合は、本会は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第13条 本会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他のいかなる不利益処分を行ってはならない。ただし、第16条の規定に該当する場合は、この限りではない。

- 2 本会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む）がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる。

(個人情報の保護)

第14条 本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示し

てはならない。

2 本会は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って処分を課すことができる。

(通知)

第15条 本会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第16条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。

2 本会はそのような通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第17条 窓口担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

附 則

この規程は、平成21年10月5日より施行する。